

土地区画整理審議会の委員が決定しました

岡崎駅針崎若松土地区画整理審議会委員として土地所有者から選出された委員7名、借地権者から選出された委員1名、市長が選任した学識経験者2名の計10名の委員の方に、平成30年12月11日（火）選任辞令及び当選通知書が手渡されました。

委員の方たちには権利者を代表して様々な意見を換地計画などに反映させて、事業を適正に運営していくためにご尽力いただくことになります。

土地所有者から選出された委員 7名	
大河内 貞男 様	佐藤 修 様
高木 清春 様	須賀 聖史 様
神谷 都姣 様	年代 司穂 様
大屋 文弘 様	

借地権者から選出された委員 1名
杉田 正志 様

学識経験委員 2名	
岩瀬 敏三 様	野本 功 様

第一回 針崎若松地区土地区画整理審議会を行いました

伝達式の後、第一回審議会が開催されました。

伝達式の様子



↑ 清水副市長（左）から辞令を受け取る
岩瀬委員（右）

第1回土地区画整理審議会の様子



↑ 発言される佐藤委員（左奥）

第1回審議会で審議した事項

- ① 審議会規定（今後の審議会の議事運営等について定めたもの）
- ② 会長・会長職務代理者の選任

上記①、②が審議され、両事項とも決定しました。会長に岩瀬委員、会長職務代理者に野本委員が選任されました。

地権者の方からの質問にお答えします！



土地や建物の所有者である父が亡くなりました。
親族間で相続について話し合っています。
相続が決まらないと区画整理事業に問題が生じますか？

1. 相続の先送りや相続漏れがあると、 一般的に以下のような問題が生じます

- 土地や建物を売却したいが、法定相続人の同意がもらえず売却ができない。
- 相続を数十年間手続きをしなかったため法定相続人を把握できなくなり、法定相続人の調査に時間と費用を要する。
- 相続発生当初の被相続人は、配偶者・子・兄弟姉妹であったが、その後関係人が死亡したことにより、法定相続人が増えて相続関係が複雑になり、遺産分割協議がまとまらない。

2. 土地区画整理事業に関しては、以下の問題が生じます

- 事業の施行により建物を移転する際に、法定相続人の意見がまとまらないことで、建物移転が難航する。
- 区画整理審議会委員の選挙を行う場合、選挙権・被選挙権を得るには、代表者選任通知書を岡崎市に提出する必要がある。

※法定相続人全員の実印を押印した書面により相続を証明できるものがあっても、書面の紛失等、万一の事態に備えて相続登記まで行うことをお勧めします。

※相続漏れがあると親族間のトラブルにつながりやすいので、相続対象となる物件をしっかりと確認し、把握することも大切です。



「共同化利用による土地活用」の勉強会（第一回） が開催されます！

【日時】平成31年1月19日（土） 午前10時～11時

【場所】針崎東公民館 ※地区内の権利者の方が対象です



ご不明な点や、区画整理事業に対して不安に思われることがございましたら、お気軽にお問合せください。

区画整理に関する情報はこちら

岡崎市 市街地整備課 [検索](#)

発行・問い合わせ先

岡崎市 都市整備部 市街地整備課 計画係（西庁舎4階）

〒444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地

☎電話番号（0564）23-6280 📠ファクス番号（0564）23-5988